

**「全国花のまちづくり由利本荘大会受付・宿泊手配等業務委託」に係る
企画提案競技実施要領**

この実施要領は、全国花のまちづくり由利本荘大会実行委員会（以下、「実行委員会」という）が実施する「全国花のまちづくり由利本荘大会受付・宿泊手配等業務委託」に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 委託業務の名称 全国花のまちづくり由利本荘大会受付・宿泊手配等業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添仕様書のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和3年8月20日（金）まで

3 委託経費（委託額の上限）

1, 133, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開）
令和3年1月13日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問受付
令和3年1月19日（火）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の掲示
令和3年1月20日（水）
- (4) 企画提案競技参加確認書（様式第1号）提出期限
令和3年1月25日（月）午後5時まで
- (5) 企画提案競技参加資格確認結果通知
令和3年1月26日（火）
- (6) 企画提案書提出届（様式第2号）、企画提案書、経費見積書提出期限
令和3年2月1日（月）午後5時まで
- (7) 審査による委託候補者の選定
令和3年2月上旬
- (8) 業務委託契約締結
令和3年4月上旬（予定）

5 参加資格に関する事項

- (1) 秋田県内に本社、支社、営業所または事務局を有する者であること。
- (2) 委託業務を実施するために必要な旅行業等の許認可を国等から受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案競技参加確認書（様式第1号）の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県及び由利本荘市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 本業務委託の実施について、委託者の要求に応じて速やかに来所し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (8) 当該業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (9) 企画提案競技への参加意思の確認として「企画提案競技参加資格確認申請書（様式第1号）」及び「団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績（様式2号）」を、令和3年1月25日（月）までに「10 問合せ先及び書類等提出先」に提出すること。

6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票（様式第3号）」により受け付ける。

- (1) 提出書類
実施要領等に関する質問票（様式第3号）
- (2) 受付期限
令和3年1月19日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メール又はFAXにより提出すること。
- (4) 回答方法
秋田県花いっぱい運動の会HPに質問及び回答事項を令和3年1月20日（水）午後5時までに掲載する。

(秋田県花いっぱい運動の会HP：<http://akitahana.com/>)

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式第4号）、及び企画提案書（参考：任意様式）

- ・企画提案書は、業務委託仕様書を熟読の上、作成すること。
- ・企画提案書のサイズは、原則としてA4判とすること。
- ・企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。
- ・企画提案は1案のみとすること（複数の提案は不可）。
- ・提出部数は、正本1部、副本4部とすること（副本4部のうち、1部はホチキス止めせず、ダブルクリップで留めたものを提出すること）。
- ・企画提案書には次の事項を記載すること。
 - ア 本業務委託の実施に関する基本方針や企画内容等
 - イ 実施体制
 - ウ 実施スケジュール
- ・企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

②経費見積書（任意様式）

- ・企画提案内容を実現するために必要な経費と、その内訳を明らかにした詳細な見積書（経費毎の積算根拠等）

(2) 提出期限

令和3年2月1日（月）午後5時までとする。

なお、提出後の訂正及び変更は認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、提出すること。

- ・持参の場合は、平日の午前9時30分から午後5時までの間に提出のこと。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに提出先に必着のこと。

(4) 提出に係る留意事項

次の点に留意すること。

- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとみなす。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。
- ・企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ・参加者が企画提案競技に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ・参加者が実行委員会に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ・企画提案書の内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

8 選定及び結果

- (1) 令和3年2月上旬に企画提案競技審査要領（資料1）に基づき委託候補者を審査・選定し、結果を速やかに参加者に対して通知する。
- (2) 審査・選定の結果に関する一切の質問は受け付けないものとする。

9 選定後の手続き

- (1) 選定された委託候補者1者と業務委託契約を締結する。
- (2) 契約額は、提出した「経費見積書」と同額とする。
- (3) 契約は委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、実行委員会と委託候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議結果等に基づき、企画提案内容の追加、変更等がされる場合がある。
また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更等される場合がある。

10 問合せ先及び書類等提出先

〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切2-4-2 遊学舎内

秋田県花いっぱい運動の会

電話：018-839-8191

FAX：018-839-8192

メールアドレス：hanaippai@akitahana.com